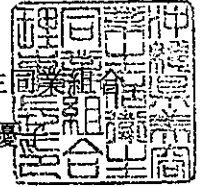


令和4年4月19日

那覇市役所 チャーがんじゅう課 御中

沖縄県美容業生活衛生同業組合
理事長 山内 優



訪問美容（出張美容）実施主体に関するお願い

平素は美容業の振興発展及び当美容組合の運営、事業遂行に格別のご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本社会の高齢化の進展に伴い、居宅や老人福祉施設に美容師が出向いて美容サービスを提供する訪問美容（出張美容）のニーズが全国的に高まっております。

美容師法では、美容師は美容所以外の場所において美容の業をしてはならないとされておりますが、これは利用者に安全なサービスを提供するための衛生上の措置です。ただし、疾病その他の理由により美容所に来ることができない等の特別の事情がある場合は、美容所以外の場所においての業を認めています。

近年、美容所を開設しないで、訪問美容（出張美容）を専門に行う営業者が増加しており、このような営業が利用者に対して衛生的で適切なサービスを提供することができるのか懸念を抱くところです。

ついては、訪問美容（出張美容）が利用者にとって衛生的で安心して利用していただけるよう、次のことを要望いたします。

<要望事項>

訪問美容（出張美容）は、本来、美容所のみで行える美容施術を特別な事情がある場合のみ行うことができるものであり、施術の対象者が高齢者や疾病等により美容所に来ることができないなど健康面に不安を持つ方々が多いこと、また、感染症への対策からも衛生措置は美容所と同等か、それ以上の基準が確保された要件の下で行われなければなりません。

したがって、訪問美容（出張美容）が行えるのは、美容師法に基づき届け出をして美容所を開設している営業者に限定していただきたい。

<理由>

1. 「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）及び同再周知（令和元年10月16日付薬生衛発1016第1号

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)において出張理容・出張美容の実施主体としては、理容所又は美容所の開設者がふさわしい。

また、今般、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について(情報提供)」(令和3年12月27日付厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)においても、理容所又は美容所の開設者が実施主体としてふさわしいとしている。

2. 前記の「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」において「従業者の管理」として「営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと」としている。また、「消毒」として「理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日付環指第95号厚生労働省環境衛生局長通知)に準じること」としているが、これらのことを店舗を有しない営業者に遵守させ、また、このことを確認することは困難ではないか。
3. 訪問美容(出張美容)の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方々が多く、かつては、地域の美容所に来店されていた顧客が大多数である。その方々がこのような特別な事情により来店できなくなった場合、以前と変わらぬ施術を受けることを諦めるのではなく、送迎サービスや訪問美容(出張美容)により顧客のニーズに対応することも必要ではないか。このことは、高齢や障害で身体が不自由になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるという国の施策である地域包括ケアシステムの趣旨に沿って美容業が積極的に貢献するという役割を担うことにも繋がる。
4. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づいて各都道府県毎に設立されている美容組合では、保健所と連携して衛生管理講習会の定期的開催や訪問美容講習会の実施、万が一の事故に備えた賠償責任補償制度への加入など、訪問美容(出張美容)の利用者が安心して満足のいただけるサービスを提供する態勢を構築する事業を行っている。
店舗を有しない営業者は、美容組合に加盟することができないため、衛生管理講習会、訪問美容講習会等の受講の機会がないことや、賠償責任補償制度への加入の有無も不明であり、万が一の美容事故が発生した場合の処理体制の面からも利用者に安心して利用していただけるサービスの提供について懸念される。

訪問美容(出張美容)は、今後益々増加することが見込まれることから、利用者に安全で満足していただけるサービスを提供するために何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。